

北京市特許保護及び促進条例

2014年3月1日施行

独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)
北京事務所知的財産権部編

※ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

北京市特許保護及び促進条例

(2005年5月20日に北京市第12回人民代表大会常務委員会第20回会議で可決、
2013年9月27日に北京市第14回人民代表大会常務委員会第6回会議で改正)

公 告 (第2号)

『北京市專利保護及び促進条例』は2013年9月27日に北京市第14回人民代表大会常務委員会第6回会議で改正されたので、それを公布する。本条例は2014年3月1日より施行する。

北京市第14回人民代表大会常務委員会
2013年9月27日

目次

- 第一章 総則
- 第二章 専利の保護
- 第三章 専利の促進
- 第四章 法律責任
- 第五章 附則

第一章 総則

第1条 発明創造を奨励し、専利権者の合法的權益を保護し、発明創造の運用を推進し、科学技術の進歩と経済社会の発展を促進し、革新能力を高めるために、『中華人民共和国専利法』、『中華人民共和国専利法実施細則』及びその他の関連法律、行政法規に基づき、本市の実情に照らして、本条例を制定する。

第2条 本市の行政区域内における専利の保護、促進及び関連活動は、本条例を適用する。

第3条 本市における専利事業は、革新激励、合理的運用、法による保護、科学的管理、サービス向上という原則に従わなければならない。

第4条 市及び区、県の人民政府は、首都知的財産戦略に基づき専利保護及び促進に関する計画を策定し、専利事業を国民経済及び社会の発展計画に導入し、その実施を組織し、専利事業の発展に必要な経費と投入を保障し、体制仕組の革新及び政策環境建設を強化し、専利発展の評価指標を確立し、改良し、

社会の専利創造、運用、保護、管理能力を高めなければならない。

市及び区、県の人民政府はサービスを強化し、専利保護及び促進に有利な市場環境を整備し、政府と市場、社会の統一調整体制を健全にする。

第5条 市の専利管理部門は、本行政地域内における専利事業について責任を負う。

区、県の専利管理部門は、市の専利管理部門の指導の下で、専利保護及び促進関連活動を展開する。

発展改革、科学技術、経済・情報化、人力資源と社会保障、教育、農業、工商、商務及び国有資産管理などの関係部門は、各自の職責に基づき、関連活動を展開しなければならない。

第6条 市及び区、県の人民政府関係部門は、企業、事業単位が専利活動を展開するよう指導し、企業、事業単位が専利管理体系と管理制度を整備するよう指導しなければならない。

第7条 市及び区、県の人民政府関係部門及び関係組織は、専利の宣伝教育を強化し、法制宣伝教育計画と公務員教育体系に専利知識の内容を導入し、企業の従業員、事業単位の職員に対する教育を強化し、大学が専利に関する課程を開設するよう奨励し、社会全体の専利意識を向上させ、専利保護及び促進に有利な環境を作らなければならない。

第8条 市及び区、県の人民政府関係部門は、専利情報の発表、マスコミ報道に対する組織、調整を強化し、重大な専利事件に関するマスコミ報道及び世情を収集、分析、通達しなければならない。

第二章 専利の保護

第9条 市の専利管理、工商、商務などの関係部門は、専利保護の予防、摘発、処理に関する仕組を確立し、専利詐称行為及び集团的専利権侵害行為を重点的に予防し、法により専利詐称行為を摘発し、専利権侵害紛争を処理しなければならない。

第10条 市の専利管理部門は専利詐称行為を摘発し、専利権侵害紛争を処理するにあたって、法により調査し、証拠を収集しなければならない。関係組織及び個人はそれに協力し、実情を報告しなければならない。拒絶、妨害してはならない。

市の専利管理部門は専利詐称行為を摘発するにあたって、専利詐称であることを証明する証拠がある製品について、法により封印するか、又は差し押さえる。

第11条 市の専利管理部門は、専利権侵害行為を処理するにあたって、専利権侵害行為が成立すると認定し、処理決定を下した場合、次に掲げる規定により権利侵害行為を制止するための措置を講じなければならない。

(1) 権利侵害者が専利権侵害製品を製造している場合、権利侵害者に直ちに製造行為を差し止め、権利侵害製品を製造するための専用設備、金型などの生産道具を廃棄するよう命じ、未販売の権利侵害製品を販売、使用又はその他の方式により市場に流すことを禁じる。

(2) 権利侵害者が専利権者の許諾を得ずに専利方法を実施している場合、権利侵害者に直ちに使用行為を差し止め、専利方法を実施するための専用設備、金型などの生産道具を廃棄するよう命じ、専利方法によって直接得られた未販売の権利侵害製品を販売、使用又はその他の方式により市場に流すことを禁じる。

(3) 権利侵害者が専利権侵害製品又は専利方法によって直接得られた権利侵害製品を販売している場合、権利侵害者に直ちに販売行為を差し止めるよう命じ、未販売の権利侵害製品を使用又はその他の方式により市場に流すことを禁じる。

(4) 権利侵害者が専利権侵害製品又は専利方法によって直接得られた権利侵害製品の販売を許諾している場合、権利侵害者に直ちに権利侵害製品の販売の許諾行為を差し止め、影響を除去するよう命じ、如何なる実質的な販売行為も禁じる。

(5) 権利侵害者が専利権侵害製品又は専利方法によって直接得られた権利侵害製品を輸入し、すでに本市に入った場合、該権利侵害製品を販売、使用又はその他の方式により市場に流すことを禁じる。

(6) 権利侵害者が生産経営を目的に専利権侵害製品を使用している場合、権利侵害者に直ちに使用行為を差し止めるよう命じる。

(7) 権利侵害行為を差し止めるためのその他の必要な措置。

第12条 本市では専利保護事業調整体制を構築し、法執行提携事業プラットフォームを整え、専利案件に係る行政法執行と司法との提携体制を健全にし、行政機関間や行政機関と司法機関間の案件移送と手掛かりの通報制度を整える。

第13条 専利をめぐる紛争が発生した場合、当事者は自ら協議の上解決すること、行政処理の際、市の専利管理部門に行政調停を申立てること又は人民法院に提訴することもできる。業界協会及びその他の仲介機構は、行政機関又は人民法院の委託を受けて、調停の関連事項を行うことができる。

第14条 市の専利管理部門は専利紛争を処理するにあたって、当事者の自由

意志により、調停による紛争解決を優先する。専利紛争当事者は次に掲げる専利紛争について、市の専利管理部門に調停を申し立てることができる。

- (1) 専利権侵害の賠償金額に関する紛争。
- (2) 専利出願権と専利権の帰属に関する紛争。
- (3) 発明者、創作者の適格性に関する紛争。
- (4) 職務発明創造の発明者、創作者の奨励及び報酬に関する紛争。
- (5) 専利権を付与された後に提出された、同発明の専利出願が公告された後から専利権を付与される前にかけて発明を実施し、適切な使用料を支払っていないことに関する紛争。
- (6) その他の専利紛争。

第15条 市の専利管理部門は調停するにあたって、自由意思、適法の原則に従い、事実を究明し、是非を明らかにした上で、当事者が相互に理解し合い、協議して紛争を解決するよう指導しなければならない。双方当事者が調停を経て合意に達した場合、市の専利管理部門は、調停協議書を作成し、人民法院に司法確認を申請することができることを双方当事者に告知しなければならない。合意に達しなかった場合、市の専利管理部門は法により処理しなければならない。

第16条 専利権者又は利害関係人は適正に専利制度を運用し、公正競争の市場秩序、公共利益及び他人の合法的權益を守らなければならない。専利権を濫用して、技術競争及び技術の発展を制限してはならない。

第17条 大手小売企業はサプライヤーと専利保護事項について取り決め、双方の専利保護責任を明記し、専利詐称製品及び専利権侵害製品が流通市場に入るのを予防しなければならない。専利製品のサプライヤーは、専利証書又は専利実施許諾契約など関連証明書類を提示しなければならない。

第18条 展覧会、展示会、博覧会、交易会などの主催者は、出展者と専利保護事項について取り決め、関連規定にしたがって専利保護をしなければならない。出展者は専利製品又は専利技術の名義で出展する場合、専利証書又は専利実施許諾契約など関連証明書類を提示しなければならない。法により税関部門への申し込みが要求される場合、関連書類を提出しなければならない。

展示会開催期間中に、展示会的主催者、実施者、出展者は、専利管理などの部門に協力しなければならない。

第19条 市の専利管理部門は専利詐称行為、専利権侵害違法行為を実施した企業に関するファイルを作成し、本市の企業信用情報システムに導入しなければならない。法により行政処罰を与え又は刑事責任を追及した案件については、速やかに社会に公表しなければならない。

第20条 本市は通報・クレーム用プラットフォームを設け、通報・クレームの方法を公表し、通報・クレーム者の秘密を保持する。

如何なる組織や個人も市及び区、県の専利管理部門に専利詐称行為を通報・クレームし、違法行為の手掛かりを提供することができる。調査により確かめられた場合、奨励しなければならない。

第21条 本市の知的財産権擁護援助機関は、積極的に専利権擁護援助活動を展開し、重点的に貧困者や中小企業を援助、支援し、権利擁護援助の公益化、専門化、規範化を実現しなければならない。

第22条 市の専利管理部門及び関係部門は、企業、業界協会が専利海外援助体制を構築するよう指導し、業界協会、サービス機構が企業向けに海外専利紛争、争議及び緊急事態対応のサービスを提供するよう奨励しなければならない。業界協会は、本業界の専利海外危機管理計画を作成し、会員が海外専利保護制度を確立するよう指導しなければならない。

第三章 専利の促進

第23条 本市は、企業、研究開発機構、大学が専利戦略を策定し、科学技術の研究開発及び専利の創造、運用、保護、管理業務を強化するよう奨励し、個人が発明創造を行い、専利を出願するよう奨励する。

第24条 本市は、自主的革新能力の向上を核心とし、組織モデルを革新して、プロジェクトを担体とし、企業を主体とする市場誘導型の産学研究用連携の技術革新体系を構築、完備しなければならない。

第25条 本市は、大学及び研究機構が法により専利を出願、実施するよう奨励し、企業、大学、研究機構が複数ルート、複数方式の提携を展開し、専利を共同で研究開発、実施するよう支援する。

第26条 本市は、重大な経済活動に対する専利評価制度を確立し、高額な政府財政資金を使用し、高額な国有資産に係り、又は経済社会の発展に重大な影響を与えるような経済活動について専利評価と審議を行い、専利紛争リスクと市場リスクを予防し、低レベル重複研究を回避し、政府の科学的意思決定に根拠を提供する。具体的な評価審議方法は、市人民政府が定めるものとする。

第27条 本市は、専利警報制度を確立し、重点的地域、業界の国内外専利状況、発展傾向、競争態勢などの情報を収集、分析、発表、フィードバックする。市及び区、県の人民政府は、企業が専利警報活動を展開するよう奨励、指導し、業界協会、専利仲介サービス機構が専利警報に関し政府の意思決定と企業の発展にサービスを提供するよう支持し、産業の安全を守り、企業による専

利紛争対策能力を高めなければならない。

第28条 本市は、専利の研究開発、実施及び取引に関するサービス体系を確立し、専利公共情報サービスのインフラストラクチャー、各種別・テーマ別の専利データベースを整備し、専利情報データの検索、加工と分析を行い、専利情報の伝播と利用を促進し、専利取引と専利運用を推進する。

第29条 本市は、専利賞を設立し、本市で発明創造をし、それを実施し、本市の経済社会発展の促進に大きく貢献した専利権者を表彰、奨励する。

専利賞の資金は、発明者、創作者及び専利の実施、譲渡、許諾に実質的に貢献した専利管理者、技術移転関係者に対する奨励に用いなければならない。

第30条 本市は、発明創造、専利出願、専利実施、専利保護、専利警報などを実施するにあたって確かに援助を要する組織や個人に対し、資金援助を与えることができる。具体的な方法は、市の専利管理部門、市の財政部門が市の科学技術、発展改革、経済・情報化などの関係部門と共同で制定するものとする。

第31条 本市は、各種の優遇政策を通じて、企業及びその他の組織が専利研究開発への投入を増やすよう奨励する。その専利研究開発費用は、課税すべき所得金額を計算するにあたって、実際のコストをベースに所定の比率で控除又は減価償却を多めに計上することができる。企業が専利購入に支払った費用は、規定によりコストに計上することができる。

第32条 専利権譲渡契約、専利出願権譲渡契約、専利実施許諾契約が登記されていることを法により認定された場合、当事者は国及び本市の技術取引に関する税収の優遇政策を享受できる。

第33条 市の専利管理業務部門は、市の科学技術、発展改革、経済・情報化、教育、農業などの関係部門と共同して、企業、大学、研究機構、社会組織など各種革新主体の認定に関する専利評価指標体系を構築し、認定評価結果を関係部門が革新主体を支持、奨励するにあたっての根拠とする。

第34条 本市は、企業が自主的に開発した専利製品、技術を以って政府調達活動に参加するよう奨励する。

第35条 本市政府の財政による資金助成を申し込む研究開発、技術改良、

技術導入などのプロジェクトは、発明専利、実用新案専利に係る場合、プロジェクトの具体的な状況に応じて、関連規定及びプロジェクト主管部門の要求にしたがって、専利検索報告書又は専利評価報告書を提出しなければならない。

市の専利管理部門は、市の科学技術、発展改革などの関係部門と共同して、専利検索報告書又は専利評価報告書を発行できる機構の推奨リストを公布しなければならない。

第36条 本市政府の財政による資金助成を受けるプロジェクトであって、専利が生まれる可能性がある場合、プロジェクトの請負単位は、専利成果を全面的に、的確に、誠実に報告しなければならない。プロジェクトの主管部門は、請負単位と次に掲げる事項について取り決めなければならない。

(1) 専利成果に係る研究開発目標及び検収基準。

(2) 資金使用計画。科学技術計画のプロジェクトである場合、計画及び規定に定められた支出に照らして、プロジェクトが検収された後、関連規定にしたがって科学技術計画プロジェクトの経費として計上することができる。

(3) 専利権の帰属と関連権益。取り決めがない場合、専利権は請負単位に帰属し、請負単位が自主的に専利の実施、許諾、譲渡、対価による企業への投資などを決定し、それに応ずる収益を得るものとする。ただし、法律法規に別途規定がある場合、この限りでない。

(4) 専利出願権及び出願の合理的期間。請負単位が合理的な期間内に専利を出願しなかった場合、発明者、創作者は専利を出願することができる。専利権が付与された後、請負単位は専利を無料で実施する権利を有する。

(5) 専利の実施、運用計画及びその期間。請負単位が取り決めにしたがって実施しなかった場合、プロジェクトの主管部門は他人に実施を許諾することができる。徴収した実施許諾料は、請負単位に給付しなければならない。

(6) 専利維持の合理的期間。

第37条 専利による出資で企業を設立する場合、専利による出資が企業の登録資本金に占める比率は、法により各出資者が取り決めるものとする。専利の対価で出資する場合、評価機構による評価報告書及び出資検証機構による出資検証報告書を提示しなければならない。国有企業、事業単位に係る場合、国有資産に関する管理規定に合致しなければならない。

第38条 本市における国有企業、事業単位は、規定にしたがって専利管理制度を確立し、専利管理体系を整備しなければならない。次に掲げるいずれかの事情がある場合、関連規定にしたがって専利評価を行わなければならない。

- (1) 専利の対価で出資して企業を設立する場合。
- (2) 外国企業、その他の組織又は個人に専利権の実施を許諾する場合。
- (3) 制度改革、上場、投資、譲渡、交換、競売、債務弁償などが専利に係る場合。
- (4) 合併、分立、解散、清算などが専利に係る場合。
- (5) その他専利を評価する必要がある場合。

第39条 専利権を付与された組織は、規定や約定に基づいて、職務発明創造の発明者、創作者及び専利の実施、譲渡、許諾に実質的に貢献した専利管理者、技術移転関係者に、奨励と報酬を給付しなければならない。

奨励と報酬は、現金、株権の収益又は当事者が約定したその他の方式により給付することができる。給付金額、時間及び方式は、当事者が法に基づいて約定するものとする。金額について約定がない場合、次に掲げる比率にしたがって、決定することができる。

(1) 組織が専利を譲渡し、他人に実施を許諾する場合、譲渡料、実施許諾料による純収入の20%を下回らないこと。

(2) 専利権で資本金の一部を出資する場合、株式又は増資権利による収益の20%を下回らないこと。

第40条 本市は、専門技術職階評定を行うにあたって、発明者、創作者の既に実施され、経済的又は社会的効果・利益を取得した関連専利を、評価・考課の重要要素としなければならない。技術進歩によって重大な役割を果たし、顕著な経済的又は社会的効果・利益をもたらしうる専利については、発明者、創作者及び専利の実施、譲渡、許諾に実質的に貢献した専利管理者、技術移転関係者による破格の関連専門技術職階申請を評価・考課するときに考える重要要素とすることができる。

第41条 実施条件を具備するが適時に実施できなかった組織が保有する専利については、本市は、職務発明の発明者、創作者又はその他の組織と個人が、専利権を保有する組織と契約を締結する方式で実施するよう奨励する。

第42条 本市は、専利分野における金融革新の実施を奨励し、金融機構が専利質権設定業務を展開し、専利質権処置体制を革新し、質権設定融資とリスク補償体制を確立するよう支持し、専利を保有する企業が資本市場を利用して融資するよう奨励し、国内外の個人や機構が専利運用を目的とする投資を実施するよう支持する。

市及び区、県の人民政府及び関係部門が法により設立した起業投資指導資金と基金は、段階的出資、フォロー投資、リスク補助など様々な方式で、専利の産業化と商用化を支持しなければならない。

第43条 本市は、専利サービス業の発展を奨励し、専利仲介サービス機構の発展を支持し、専利仲介サービス業の人材チームの育成を強化し、専利仲介サービス市場を育成し、専利仲介サービス体系を整備する。

第44条 専利仲介サービス機構及びその従事者は、法によりサービスを提供しなければならない、商業賄賂手段で業務を誘致したり、委託人の営業秘密を漏洩したりしてはならない。

第45条 市の専利管理部門は法により、専利仲介サービス機構及びその従事者について監督、管理を行う。法により設立され、本市において専利代理業務に従事する専利仲介サービス機構は、規定に基づいて機構及びその従事者の情報を市の専利管理部門に届け出なければならない。市の専利管理部門はそれを公開する。

市の専利管理部門は、専利仲介サービス機構及びその従事者の違法行為情報管理システムを構築し、適時に違法行為情報を公開する。

第46条 本市における関連業界協会は、専利知識の宣伝と教育を行い、会員の専利意識を強化し、会員の行為を適正化させ、会員が専利同盟及びパテントプールを作るよう指導・支持し、会員向けに専利情報コンサルティング、警報、権利擁護援助などのサービスを提供しなければならない。

業界協会は大学、研究機構との提携を強化し、大学、研究機構の長所を十分に利用し、産学研究連携を促進しなければならない。

第四章 法律責任

第47条 専利権侵害紛争の行政処理決定又は法院の判決が発効した後に、同一侵害者が再度同一専利権を侵害した場合、市の専利管理部門は是正を命じ、違法所得を没収し、2万元以上20万元以下の過料を併科することができる。

第48条 市の専利管理部門が本条例第11条に基づいて侵害行為を制止する措置を取ったが、権利侵害者が行政処理決定の履行を拒絶した場合、市の専利管理部門は、関連する製品及び設備、金型などの生産道具を没収することができる。

第49条 専利仲介サービス機構及びその従事者が本条例第44条の規定に違反した場合、市の工商行政管理部門は法によりそれを摘発する。

第50条 専利保護及び促進の責任を負う関係部門及びその職員が、本条例の規定に違反して、保護と審査という職責を履行せず、違法に履行し、又は不当に履行した場合、法により行政責任を追及する。関係者の行為が犯罪に該当する場合、法により刑事責任を追及する。

第五章 附則

第51条 本条例は2014年3月1日より施行する。